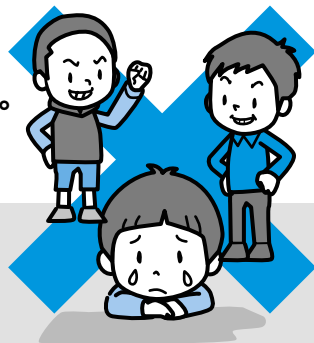


4つの子どもの権利を大切にしていきます

子どもは、家庭や地域の中で愛され、大切にはぐくまれるべき存在です。市では、子どもの笑顔があふれ、子どもが自立した社会性のある大人に成長できるまちを目指し、大切にしなければならないことを4つの権利としてまとめ、保障していきます。条例では、子どもを18歳未満と定めています。

1 安心して生きる権利

いじめや虐待、差別などから、心や体が守られます。



困ったときは相談できる!

気軽に相談したり、支援を受けたりすることができる救済機関(下記)を開設します。

2 自分らしく生きる権利

個性が認められるとともに、思ったことを自由に表現できます。



じゃあ、自由に悪口を言っているの?

そうではありません。他人を傷つけることは自分らしく生きる権利とは違います。自分だけでなく、相手を思いやることも大切です。

3 豊かに育つ権利

勉強や遊び、スポーツなど、さまざまな経験をすることができます。



失敗も経験のうち

失敗を含めてさまざまな経験をすることが、子どもの豊かな成長につながります。

4 参加する権利

学校や、地域の行事など、さまざまな活動に参加することができます。



参加して意見が言える!

市の事業や、学校、施設などで、さまざまな参加の機会をつくり、子どもの意見を受け止めます。

大人は何をすればいいの?

子どもの最善の利益を考え、豊かに育っていくための環境をつくるのが大人の役割です。子どもが困っていたら話を聞く、子どもが自信を持って生きていけるよう励ますなど、子どものことを考えて行動することが子どもの成長につながります。

子どもの最善の利益を考えよう

子どもにかかわることを決めるときは、子どもの気持ちを考えた上で、将来も含め、子どもにとって最も良いことは何なのかを考え、判断しましょう。

子どもの思いを受け止めよう

子どもの表情やしぐさ、置かれている状況などを把握した上で話を聞き、子どもの考えや思いを正しく理解するようにしましょう。

年齢や成長に応じた助言を

時には、子どもの意見を受け入れることができない場合もあります。その際は、子どもの年齢や成長に応じて、分かりやすく理由を説明するようにしましょう。



新たに開設

いじめや暴力などで悩んだときは 子どもの権利救済機関へ 相談を

いじめや暴力など、子どもの権利が侵害された場合に対応する新たな救済機関を設置します。子どもや人権の問題に詳しいスタッフが、子どもにかかわる幅広い問題について相談に応じるほか、申し立てに基づく調査や、当事者の関係を改善するための働き掛けをするなど、子どもと一緒に問題の解決を目指します。

電話や面談のほか、Eメールでも相談を受け付けます。開設は4月1日(水)を予定。詳細は、本誌4月号で紹介します。